

A 案額ヲ拒絶セラル、ヤ 日夕積荷船五隻空船十隻ヲ深
 川ニ安定町地先(新大橋下流)ニ繋留セリ
 3、後述交渉ノ結果三日一時罷業ヲ中止シ荷物積載船、貨物
 1陸揚ヲ為シタリ

交渉状況

十一月二日午後一時三十分ヨリ水上警察署ニ於テ

事業主側 社長安場保健外一員

労働者側 原田辰三外六名

會見折衝ノ結果互ノ通假定セリ

1、積載ヲ容認スルコト

2、今後ニ於ケル労働希望条件

ヲ持寄リ十一月四日變更會見ノ上假定スルコト

8、積社積荷ノ元ノ八本日より迄ハ將社分夫々各荷揚地先ニ回

蓄スルコト

労働中(一) 報復也

労組第三八九ノ號



昭和五年十一月六日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣安達謙藏 啟

社會局長 長官 啟

大阪府太田川林縣知事 啟

6.11
 1891

芝浦運輸株式會社船夫、労働爭議ニ關スル件(筆取一解決)

要旨 11月4日交渉、結果二者、復職ニ認解決ス

標記爭議ニ就テハ既報ノ如シ、其ノ後本月四日午前十一時三十分
 水上警察署ニ於テ